

# アクアクラブ会員規約（2010年7月1日改正）

- 本商品の販売・宅配および本商品に付帯するサービスの提供等のために、個人に関する次の情報（以下「個人情報」といいます。）を収集・利用すること。
  - 氏名、住所、電話番号、生年月日、電子メールアドレス等、会員が入会申込時および第2条にもとづく弊社に届出した事項
  - 本商品の購入内容、購入時期その他本規約にもとづく会員のサービスの利用状況
- 弊社の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当営業案内について申出を申出た場合、弊社は、業務運営上支障のない範囲で、これを申出するものとします。
- 次の目的のために、弊社が個人情報をアクアクララ社と共同利用すること。
  - 会員からの問い合わせへの回答
  - 商品の注文の受付やそれともなう連絡
  - 商品の配達やそれともなう連絡
  - 保守サービスの提供
  - 商品やサービスを案内するダイレクトメールや電子メールの送付
  - アクアクララグループのマーケティングおよびサービス向上、商品開発のための統計調査
  - 各種キャンペーン等のお知らせの会員への送付
  - 法人の代表者等に対する、アクアクララグループ加盟店の募金活動（会員個人を特定しての利用はいたしません。）
  - ポイントカードなど会員サービスへの登録
- 次のいずれかに該当する場合の第三者へ個人情報を提供すること。
  - 法令等より開示が求められた場合
  - アクアクララグループおよび商品の仕入先企業、業務委託先企業ならびに弊社の関連業務の継承先（合併・営業譲渡等）に提供・共同利用する場合
  - 会員の事前の同意を得た場合
  - 会員および一般市民の生命、健康、財産などに重大な損害が発生することを防止するため必要がある場合
  - 公訴期間から法廷にもとづく権限による開示請求があった場合

- 会員は、弊社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、会員の申出により、弊社に速やかにかかめる不正確または誤りである個人情報の訂正・削除を行います。会員による個人情報開示請求および削除・訂正の申出の受付窓口は、弊社が別途指定するものとし、弊社は、当該請求または申出を行った方が本人であることを十分に確認させていただいた場合のみ、個人情報を開示いたします。

## （規約の変更、承認）

- 弊社は、本規約の内容の変更について書面をもって会員に通知することにより、本規約の一部または全部を変更することができます。
- 弊社は、本規約の変更を弊社ホームページに掲載することにより、前項の通知に代えることが出来ます。

## （禁止事項）

- 会員は、次の行為をすることができません。
  - 本商品または本商品の商標を使用した営活動、営利を目的としたこれらの利用およびその準備を目的としたこれらの利用
  - 他の会員、第三者もしくは弊社・アクアクララ社の著作権またはその他の権利を侵害する行為、および恐れのある行為
  - 他の会員、第三者もしくは弊社・アクアクララ社の財産またはプライバシーを侵害する行為、および恐れのある行為
  - 前号(1)、(2)、(3)の他、他の会員、第三者もしくは弊社・アクアクララ社に不利益または損害を与える行為、および与える恐れのある行為

## （所有権など）

- メンバーおよびボトル容器の所有権は、弊社に帰属するものとします。
- 弊社が会員に販売したROポトルドウォーターおよびアクアクララ関連商品の所有権は会員に帰属するものとします。

## （メンバーが修理時の取扱い）

- メンバーが、会員の責めによらない事由により毀損し、修理が可能な場合は、弊社が無償で修理します。
- メンバーが、会員の責めによらない事由により毀損し、修理が不可能な場合または破損した場合は、弊社が無償で同等の製品に取替えます。

## （メンバー設置場所の変更）

- 会員は弊社の承諾を得て、メンバーの設置場所を変更することができます。
- 設置場所の変更は原則として弊社が許可します。

## （解約・退会）

- 会員はあらかじめ弊社に通知して、レンタル契約を解除ならびに本会を退会することができます。弊社に弊社の負担で、メンバーおよびボトル容器を回収いたします。回収できない場合は、時価相当分の弁済をしていただきます。ただし、前号ごさいで、会員が第3条の基本契約期間満了前レンタル契約を解除または退会する場合、会員は請願ごに係る手数料としてメンバー1台あたり金5,250円（消費税込み）を弊社に支払っていただきます。
- レンタル契約を解除または退会した後に再契約・再入会する場合、解約または退会後1年間を経過しないときは、メンバーのレンタルは許可しません。

## （会員の住所変更等による会員資格の取消し）

- 弊社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その会員に対し、何らの催告をすることなく本会の会員

資格を取消しすることができるものとします。この場合、弊社からその会員に対して、取消しの通知が到達したとき、その会員はメンバーのレンタル契約を解除し、本会を退会したものとします。

- 会員申込し際し、氏名・住所・電話番号等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
  - 本規約上の義務を違反し、弊社からの通告に反さない場合
  - 本規約にもとづく利用料金等弊社に対する債務の履行を怠った場合
  - 会員の利用状態が悪化した場合
  - 弊社の名誉を毀損したり、他の会員に迷惑となる行為があった場合
  - 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮差押担保等に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは租税公課の滞納、その他債権処分を受けまたはこれらの申立、処分、通知を受くべき事由を生じた場合
  - 支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥りまたは破産、会社整理、会社更生手続きおよび民事再生手続き等の倒産処理手続き（本規約にもとづく契約解除後に改定もしくは前定されたものを含む。）の申立原因を生じ、またはこれらの申立を受けもしくは自らこれらの申立をした場合
  - 暴力団員、暴力団員、暴力団関係団体、関係者、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます）である場合、もしくは反社会的勢力等であった場合、又はこれら自身が反社会的勢力等などである旨を伝え、もしくは関係団体・関係者が反社会的勢力等である旨を伝える等した場合
  - 自ら又は第三者を利用して、弊社に又はアクアクララ社に対して、誹謗、暴力的行為もしくは脅迫的言辞を用いるなどした場合
  - 弊社が本会員に販売したボトルを、弊社から借り受けたメンバーを用いて使用した場合、又は弊社が本会員に販売したものでないボトルを弊社から借り受けたメンバーを用いて使用した場合等、弊社が定める用法と異なる用法で使用した場合。
  - 本会員の都合によりメンバーのメンテナンスが行えなかった場合
  - ボトルの注め残量が少ないなどの理由により、衛生面で相応しくないと弊社が判断した場合
  - その他、本会の会員として相応しくないと弊社が判断した場合
- 前項の場合、弊社に弊社の負担でメンバーおよびボトル容器を回収いたします。この場合、すでにお支払いいただいた利用料金の返戻および弊社から購入した商品の買取りは行いません。

## （退会後の債権債務関係）

- 第16条 会員期間中の利用料金等その他の債権債務は、退会後もその履行の責任を負うものとします。
- 会員が第15条第1項のいずれかの事由に該当した場合、その会員は、弊社が承諾により、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに弊社に対してメンバーおよびボトルの返却と債務の全額を支払うものとします。
- 会員が第15条第1項の債務を支払う場合には、弊社の本社または支店・特許もしくは指定の口座へ送金して支払うものとします。

## （免責）

- 第17条 次の各号のいずれかに該当し、弊社の債務が本項に従って履行できないときは、弊社はその責を免れるとともに、本規約にもとづく契約の全部または一部の履行が可能であることとします。
  - 天災・地震等の災害を被ったとき
  - 法令の制定、改廃、行政指導のあったとき
  - 本会の運営が合理的な重大な事由が生じたとき
  - その他前各号と同等の事由が生じたとき

## （債権債務関係）

- 第18条 弊社・アクアクララ社は、ご利用案内に定めた以外の本商品の使用方法による会員の損害に関しては、いかなる責任も負わないものとし、かかる損害の賠償を一切行いません。ただし、会員が故意、過失あるいは弊社が定めた以外の使用方法でメンバーその他弊社の所有に係る物を破損または滅失した場合に損害相当分の弁済をしていただきます。

## （協議事項）

- 第19条 本規約に定めのない事項が生じた場合、弊社と会員は本規約の趣旨に倣い、誠意をもって協議・解決を努めるものとします。

## 附則

### （適用期日）

本規約は、平成15年7月1日から適用します。ただし、第14条第3項は平成16年11月1日以降に退会する会員に、第14条第2項は平成17年4月1日以降に入会する会員にそれぞれ適用します。また、改正した本規約は全ての会員に適用します。

以上

### （名称および入会）

- 第1条 本会はアクアクラブ（以下「本会」といいます。）と称し、会員制により運営します。
- 本会の会員になろうとする者は、本規約を理解したうえでアクアクララ4e（以下「弊社」といいます。）が定める方法で弊社に入会を申込み、弊社がこれを承諾したとき本会の会員資格を取得します。
- 本会の会員（以下「会員」といいます。）は、原則に多段階のフィルタリングを施して3段階的に状態とし、これにミネラル濃度を一定の割合で添加して作られたミネラルを含有する清浄濾過水（以下「ROポトルドウォーター」といいます。）および別途取り扱うアクアクララ関連商品（以下これらを総称して「本商品」といいます。）を弊社の定める価格で弊社から購入することができます。また、本商品に付帯するサービスの提供を受けることができます。ただし、ROポトルドウォーターを利用する際抽出メンバー（以下「メンバー」といいます。）は、弊社から賃借（以下「レンタル」といいます。）して使用するものとします。

### （届出事項の変更）

- 第2条 第1条において、弊社にご届出た会員の氏名・住所・電話番号等の届出内容に変更が生じた場合、会員は速やかに弊社に所定の届出用紙より変更事項を届出るものとします。ただし、弊社が妥当と認めた場合には、弊社への電話連絡により届出ることができます。
- 前項の届出がないため、弊社からの通知または送付書類その他の物が送達または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により届出ができなかった場合を除きます。

### （レンタルの契約期間）

- 第3条 メンバーのレンタル契約期間は、会員が本会への入会后1年目の日まで（以下「基本契約期間」といいます。）とします。ただし、メンバーを増設する場合、2台目以降のメンバーの基本契約期間は当該メンバーの設置から1年目の日までとします。
- メンバーのレンタル契約は、基本契約期間が満了前まで、弊社または会員からの書面による異議の申出がない場合は、本規約の定められた定めがある場合を除き、基本契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続します。

### （利用料金および支払方法）

- 第4条 利用料金は、『アクアクラブ入会申込書』に記載されている金額とします。ただし、利用料金は、金や代物価値の経済情勢の変化により、変更する場合があります。
- 前項の利用料金のうち、メンバーのレンタル料金はレンタルの契約開始日目の属する月は無料とし、契約開始月の翌月からメンバーのレンタル料金を毎月ご請求するものとします。また、解除時は、月の途中であっても1ヵ月分のレンタル料金を申受けます。
- 会員の弊社に対する利用料金の支払いは、弊社が指定する金融機関の口座振替またはクレジットカード支払いによるものとします。支払時期その他の支払条件は、弊社が別途指定するものとします。
- 前項において、法人の会員については銀行振込みも認めるものとし、振込みに必要な手数料等は会員の負担とします。
- 利用料金の支払ひ期限までご確認できなかった場合、その都度文書等で催告します。
- 継続して2ヵ月間利用料金のお支払いが確認できなかった場合は、ROポトルドウォーター入りボトル（以下「ボトル」といいます。）およびアクアクララ関連商品の配達を中止します。

### （ボトルの配達）

- 第5条 弊社に弊社が別に定める区域内の会員に対してボトル・アクアクララ関連商品の配達および空ボトルの回収を行います。
- ボトルの配達および空ボトルの回収は、会員の指定する同一の場所で行います。会員は、使用時または回収時において、ボトルのキャップを取るなどの改変を行わないものとします。空ボトルの返却がない場合はボトルの引き渡しができなことがあります。
- ボトルの配達および回収は1回につき2本以上とし、弊社に指定日にご行います。
- 空ボトルの回収およびアクアクララ関連商品の配達も、ボトルの配達と同様に承ります。ただし、弊社の都合による場合はこの限りではありません。
- 配達時間の指定はできません。
- その他、配達に関する内容については、別紙に定める「ご注文、配達についてのご案内」によるものとします。

### （メンバーのメンテナンス）

- 第6条 メンバーは年1回弊社が、分解・洗浄等の作業（以下「メンテナンス」といいます。）を無償で行います。
- メンテナンスは衛生面で重要な作業であり、拒否される会員につきましては、ボトルおよびアクアクララ関連商品の配達を中止いたします。
- 一定期間ボトルの注文のない方が、注文いただく場合、メンバーの使用期間が1年を経過していても、弊社が必要と認めた場合、メンテナンスを受けていただくことがあります。
- 会員の責に帰すべき事由により弊社が本条第1項のメンテナンスを行うことができなかった場合、弊社は、メンバーの欠陥を起因とする会員の損害については責任を負いません。ただし、当該欠陥が、弊社による通常のメンテナンスによってもは修復不可能であることを会員が証明した場合はこの限りではありません。

### （注文・問い合わせ等の受付）

- 第7条 電話による注文や問い合わせは、原則として弊社の窓口において平日営業日の午前9時から午後5時まで受付ます。ファックス、インターネット等は24時間受付可です。
- 注文の締め切りは前営業日の前日の平日営業日の午後3時までで弊社にご届いたものとします。このため、土・日曜日の注文分は月曜日、祝日の注文分は翌日（翌日が土・日曜日の場合は月曜日）の受付扱いとなります。
- 会員は、アクアクララ株式会社（以下「アクアクララ社」といいます。）に対し問い合わせをすることもできます。この場合の受付窓口および受付時間についてはアクアクララ社の指定するところに従うものとします。

### （会員情報の取扱い）

- 第8条 会員は、弊社が会員の個人情報（本項第1項に定めるものをいう。）につき、必要が保護措置を取ったうえで、次のとおり取扱うことに同意するものとします。

## アクアクラブ会員規約改正のお知らせ

平成22年7月吉日

いつもアクアクララをご愛飲いただきまして、誠にありがとうございます。この度、アクアクラブ会員規約を平成22年7月1日付で改正いたしましたので、お手数ですが、内容をご確認の上、お手元の「アクアクラブ規約A(サーバーレンタル会員さま用)」と差し替えて下さいますよう、お願い申し上げます。

### <主な修正箇所>

- |               |   |
|---------------|---|
| (規約名称)        | 名称をアクアクラブ会員規約に変更表記しました。                                     |
| (第5条 2項)      | 空ボトルの取り扱いについて追記しました。  |
| (第5条 6項)      | 配達に関する内容(別紙)名称を「ご注文・配達についてのご案内」に変更表記しました。                   |
| (第6条 2項)      | メンテナンスを拒否される会員について、ボトルおよび関連商品の配達を中止することを明記しました。             |
| (第9条)         | 本規約の内容変更について、会員への通知方法を変更しました。                               |
| (第14条 1項)     | 退会通知手段の変更および退会時にボトルとサーバーの回収が出来ない場合の弁済について追記しました。            |
| (第14条 2項)     | 基本契約期間満了前の解約に係る費用を、解約金から解約に係る手数料に変更表記しました。                  |
| (第15条 1項 2号)  | 義務違反をした場合の弊社との係わりを具体的に表記しました。                               |
| (第15条 1項 8号)  | 反社会的勢力等に対する会員資格の取消しを追記しました。                                 |
| (第15条 1項 9号)  | 暴力的行為等に対する会員資格の取消しを追記しました。                                  |
| (第15条 1項 10号) | サーバー、ボトルの不適切な使用方法をした場合の会員資格の取消しを追記しました。                     |
| (第15条 1項 11号) | メンテナンスが実施できなかった場合の会員資格の取消しを追記しました。                          |
| (第15条 1項 12号) | ボトルの注文が極端に少ないなどの理由により、衛生面で相応しくないと弊社が判断した場合の会員資格の取消しを追記しました。 |
| (第15条 1項 13号) | 会員として相応しくないと弊社が判断した場合の会員資格の取消しを追記しました。                      |
| (第16条 2項)     | 債務関係についてサーバーおよびボトルの返却を追記しました。                               |
| (第18条)        | 弊社の所有物を破損または紛失した場合の弁済について明記しました。                            |